

全L協保安元第89号  
令和2年3月18日

正 会 員 各 位

(一社) 全国LPガス協会

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類する  
トンネルの通行の禁止又は制限について (お願い)

標記トンネルにつきましては、従来より道路法の規定に基づき危険物積載車両(LPガス含む)の通行規制が実施されているところです。

この度、本法を受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構より別添のとおり、本年3月22日より首都高速道路(株)が管理する横浜北西トンネルの通行規制を実施する旨の通知がありました。

なお、本通行規制は下記的高速道路においても実施されています。

つきましては、通行規制された高速道路を利用する会員及び関係者に対して、ご周知方よろしくお願いいたします。

記

- ・ 今回通知の首都高速道路の通行規制範囲の詳細URL  
<http://www.shutoko.jp/use/restriction/dangerous/>
- ・ 上記以外の東日本高速道路、中日本高速道路、西日本高速道路、阪神高速道路の通行規制範囲の詳細URL  
<http://www.jehdra.go.jp/kiikenbutsu.html>

以 上

発信手段：Eメール  
保安部：渡辺、橋本